

令和 8 年度
水 防 計 画

利根川栗橋流域水防事務組合

目 次

第 1 章	総則.....	1
1.1	目的.....	1
1.2	用語の定義.....	1
1.3	水防の責任等.....	3
1.4	水防計画の作成及び変更.....	6
1.5	安全配慮.....	6
第 2 章	水防組織.....	8
第 3 章	重要水防箇所.....	9
第 4 章	予報及び警報.....	9
4.1	気象庁が行う予報及び警報.....	9
4.2	洪水予報河川における洪水予報.....	13
4.3	水防警報.....	15
4.3.1	安全確保の原則.....	15
4.3.2	洪水時の河川に関する水防警報.....	15
第 5 章	水位等の観測、通報.....	17
第 6 章	気象予報等の情報収集.....	18
第 7 章	水門等の操作.....	18
第 8 章	通信連絡.....	19
8.1	協力応援.....	19
8.1.1	電気通信事業者の通信協力.....	19
8.1.2	専用電話の協力.....	19
第 9 章	水防施設及び輸送.....	20
9.1	水防倉庫及び水防資器材.....	20
9.2	輸送の確保.....	22
第 10 章	水防活動.....	23
10.1	水防配備.....	23
10.2	巡視及び警戒.....	24
10.3	水防作業.....	25
10.4	緊急通行.....	25
10.5	警戒区域の指定.....	25
10.6	居住者等の水防義務.....	26
10.7	避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応.....	26
10.8	氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置.....	26
10.9	水防配備の解除.....	28
第 11 章	水防信号、水防標識等.....	29
11.1	水防信号.....	29
11.2	水防標識.....	30

11.3	身分証票.....	31
第12章	協力及び応援.....	32
12.1	河川管理者の協力及び援助.....	32
12.2	水防管理団体相互の応援及び相互協定.....	32
12.3	警察官の援助要求.....	33
12.4	自衛隊の援助要求.....	33
第13章	費用負担と公用負担.....	34
13.1	費用負担.....	34
13.2	公用負担.....	35
第14章	水防報告等.....	36
14.1	水防記録.....	36
14.2	水防報告.....	36
第15章	水防訓練.....	37
第16章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止 のための措置.....	37
16.1	構成市町の対応.....	37
16.2	洪水対応.....	37
16.2.1	浸水想定区域の指定状況.....	37
16.2.2	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置.....	38
16.2.3	洪水ハザードマップ.....	38
16.2.4	地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置 に関する計画の作成等.....	38
16.2.5	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置 に関する計画の作成等.....	39
16.2.6	大規模工場等における浸水の防止のための措置 に関する計画の作成等.....	39
16.2.7	浸水被害軽減地区.....	39
第17章	水防協力団体.....	39
17.1	水防協力団体の指定、監督、情報の提供.....	39
17.2	水防協力団体の業務.....	39
17.3	水防協力団体と水防団等の連携.....	40
17.4	水防協力団体の申請・指定及び運用.....	40

- 様 式
- 資 料
- 附 録

令和 8 年度 利根川栗橋流域水防事務組合水防計画

第 1 章 総則

1.1 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、埼玉県知事から指定された指定水防管理団体たる利根川栗橋流域水防事務組合が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、次の河川の区域に対する洪水等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

河川名	区 域	距離	管轄県土整備 事務所等	管轄河川 事務所
利根川 右岸	自 久喜市栗橋北二丁目 3383 番地先 至 五霞町大字山王 1262 番 1 地先	8.50 km	杉戸県土整備 事務所 境工事事務所	利根川上流 河川事務所
江戸川 右岸	自 五霞町大字江川 1430 番地先 至 杉戸町大字木野川 27 番 1 地先	7.15 km	杉戸県土整備 事務所 境工事事務所	江戸川河川 事務所

1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

（１）水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第 2 条第 2 項）。

（２）指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第 4 条）。

（３）水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第 2 条第 3 項）。

（４）消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第 2 条第 4 項）。

（５）消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第 2 条第 5 項）。

(6) 水防団

法第 6 条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第 2 条第 7 項、法第 10 条第 3 項）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第 1 項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位である。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 氾濫発生水位（氾濫開始水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。

(18) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(19) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

(20) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第 15 条の 6）

1.3 水防の責任等

水防に係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第 3 条の 6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

①指定水防管理団体の指定（法第 4 条）

②水防計画の策定及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 7 項）

- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- ④都道府県水防協議会の設置（法第 8 条第 1 項）
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項）
- ⑥洪水予報の発表及び通知（法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 4 項）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ⑧水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条）
- ⑨洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）
- ⑩洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- ⑪県大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）
- ⑫水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項）
- ⑬水防信号の指定（法第 20 条）
- ⑭氾濫等又は堤防等決壊の通報の通知及び周知（法第 24 条の 2 第 2 項、法第 25 条第 2 項）
- ⑮避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑯緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- ⑰水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
- ⑱水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑲水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第 48 条）

（２）水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置（法第 5 条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）
- ③平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- ④水位の通報（法第 12 条第 1 項）
- ⑤浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
- ⑥避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 2）
- ⑦避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第 15 条の 3）
- ⑧浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の 6、法第 15 条の 7、法第 15 条の 8）
- ⑨予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
- ⑩水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- ⑪緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第 2 項）

- ⑫警戒区域の設定（法第 21 条）
- ⑬警察官の援助の要求（法第 22 条）
- ⑭他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- ⑮堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- ⑯公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第 3 項）
- ⑰避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑱水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ⑲（指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- ⑳（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第 34 条）
- ㉑水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- ㉒水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）
- ㉓水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ㉔水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- ㉕消防事務との調整（法第 50 条）

（3）国土交通省の責任

- ①洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）
- ②量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ③水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- ④洪水予報、水位到達情報、氾濫等の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）
- ⑤洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- ⑥大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）
- ⑦水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ⑧氾濫等の通報の通知及び周知（法第 24 条の 2 第 2 項）
- ⑨重要河川等における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- ⑩特定緊急水防活動（法第 32 条）
- ⑪水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑫都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

（4）河川管理者の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- ②水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）
- ③氾濫等の通報（法第 24 条の 2）

（5）下水道管理者の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（下水道法第 23 条の 2）
- ②氾濫等の通報（法第 24 条の 2）

（6）気象庁の責任

- ①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 3 項及び第 4 項）
- （7）居住者等の義務
 - ①水防への従事（法第 24 条）
 - ②水防通信への協力（法第 27 条）
- （8）水防協力団体の義務
 - ①堤防等決壊の通報（法第 25 条）
 - ②決壊後の処置（法第 26 条）
 - ③水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
 - ④業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

1.4 水防計画の作成及び変更

（1）水防計画の作成及び変更

毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、埼玉県知事に届け出るものとする。

（2）水防協議会の設置

水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。

水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。

（3）大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

1.5 安全配慮

水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

例）水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項の作成例

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携帯する。
- ・水防活動時には、ラジオの携帯等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。

- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

水防に係りのある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、久喜市役所に水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。

水防本部	久喜市
本部長	管理者
本部付	事務局長（市長公室副室長） 危機管理課長 埼玉東部消防組合消防局長 久喜消防署栗橋分署長・鷲宮分署長 久喜市消防団長

支 部	幸手市
支部長	副管理者
支部付	くらし防災課副参事 埼玉東部消防組合幸手消防署長 幸手市消防団長

支 部	杉戸町
支部長	副管理者
支部付	危機管理課長 埼玉東部消防組合杉戸消防署長 杉戸町消防団長

支 部	春日部市
支部長	副管理者
支部付	春日部市消防本部消防長 消防本部総務課 消防団担当課長 春日部市消防団長

支 部	五霞町
支部長	副管理者
支部付	総務課長 茨城西南広域消防本部古河消防署五霞分署長 五霞町消防団長

本部長は、水防本部及び支部を設置したときは、その旨を次の機関へ連絡するものとする。

機 関 名	連 絡 先	電話番号
国土交通省利根川上流河川事務所	防災対策課	0480-52-3956
国土交通省江戸川河川事務所	防災対策課	04-7125-7436
埼玉県杉戸県土整備事務所	河川担当	0480-34-2397

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国管理河川における重要水防箇所の設定基準は、資料1－1のとおりであり、水防区域内の設定箇所及び氾濫した場合に氾濫水が水防区域内に到達する設定箇所（重要水防区域）は、資料1－2のとおりである。

第4章 予報及び警報

4.1 気象庁が行う予報及び警報

（1）気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

熊谷地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を関東地方整備局長及び埼玉県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の名称と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報、特別警報の名称及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報と一般の利用に適合する注意報・警報

水防活動の利用 に適合する注意 報・警報	一般の利用に適 合する注意報・ 警報・危険警報・ 特別警報	概要
水防活動用 気象注意報	レベル 2 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	レベル 3 大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル 4 大雨危険警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル 5 大雨特別警報	台風や集中豪雨等により浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量 に相当する大雨が予想される場合
水防活動用 洪水注意報	レベル 2 氾濫注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれ があると予想したとき
水防活動用 洪水警報	レベル 3 氾濫警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発 生するおそれがあると予想したとき
	レベル 4 氾濫危険警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するお それが大きいと予想したとき
	レベル 5 氾濫特別警報	台風や集中豪雨等により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きくな ることが予想される場合

大雨に関する情報の種類と発表基準

種類	発表基準
レベル 2 大雨注意報	表面雨量指数又は流域雨量指数がレベル 2 大雨注意報の基準値 ^(※) に到達することが予想される場合
レベル 3 大雨警報	表面雨量指数又は流域雨量指数がレベル 3 大雨警報の基準値 ^(※) に到達することが予想される場合
レベル 4 大雨危険警報	以下の①又は②が予想される場合 ① 表面雨量指数が対象格子においてレベル 4 大雨危険警報の基準値 ^(※) に到達すること ② 流域雨量指数が対象河川の格子においてレベル 4 大雨危険警報の基準値 ^(※) に到達すること
レベル 5 大雨特別警報	以下の①又は②を満たし、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合 ① 表面雨量指数が大雨特別警報の基準値 ^(※) 以上となる 1km 格子がおおむね 30 個以上まとまって出現 ② 流域雨量指数が大雨特別警報の基準値 ^(※) 以上となる 1km 格子がおおむね 20 個以上まとまって出現

(※) 基準値は以下の気象庁 HP に掲載。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html>

河川氾濫に関する情報の種類と発表基準

種類	発表基準
レベル 2 氾濫注意報	発表対象の河川予報区のうち、埼玉県に関する河川予報区名及び基準観測所の発表基準を満たす場合 ^(※)
レベル 3 氾濫警報	
レベル 4 氾濫危険警報	
レベル 5 氾濫特別警報	

(※) 発表基準は、「4.2 洪水予報河川における洪水予報」を参照。

(大雨警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、危険警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル、洪水キキクル、大雨キキクルおよび流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルを統合して示す情報
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、大雨警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）。

(2) 警報等の伝達経路及び手段（気象・洪水に関する注意報・警報）

伝達経路及び手段は、資料2のとおり。

4.2 洪水予報河川における洪水予報

(1) 名称及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の名称、基本的な発表基準は、次のとおりである。

情報名	発表基準
レベル 2 氾濫注意報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
レベル 3 氾濫警報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
レベル 4 氾濫危険警報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
レベル 5 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき ※レベル 5 氾濫特別警報と一体的に発表
レベル 2 氾濫注意報 (警報解除)	レベル 4 氾濫危険警報又はレベル 3 氾濫警報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）
レベル 2 氾濫注意報解除	レベル 5 氾濫発生情報、レベル 4 氾濫危険警報、レベル 3 氾濫警報又はレベル 2 氾濫注意報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(2) 国が行う洪水予報

①洪水予報を行う河川名、区域

予 報 区域名	河川名	区 域
利根川 上流部	利根川	左岸 群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先から 茨城県猿島郡境町字北野 1920 番地先まで 右岸 群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先から 江戸川分派点まで
江戸川	江戸川	左岸 利根川からの分派点から海（旧川を除く）まで 右岸 利根川からの分派点から海（旧川を除く）まで

②洪水予報の対象となる基準水位観測所

予 報 区域名	河川名	観測所名	氾濫注意 水 位 (警戒水位)	避難判断 水 位	氾濫危険 水 位	氾濫発生 水 位
利根川 上流部	利根川	八斗島	1.90m	3.10m	4.10m	5.20m
		栗 橋	5.00m	7.60m	9.20m	11.00m
江戸川	江戸川	西関宿	6.10m	8.10m	8.90m	11.10m
		野 田	6.30m	8.50m	9.10m	11.30m

③洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
利根川上流部	国土交通省関東地方整備局、気象庁大気海洋部
江戸川	

④洪水予報の発表形式

発表形式は、埼玉県水防計画（様式１）のとおり。

⑤洪水浸水想定区域

予報区域名	浸水想定区域
利根川上流部	＜埼玉県＞久喜市、幸手市、杉戸町、春日部市 ＜茨城県＞五霞町
江戸川	＜埼玉県＞久喜市、幸手市、杉戸町、春日部市 ＜茨城県＞五霞町

*洪水浸水想定区域の市町村は、当組合管内の市町のみ記載。

⑥洪水予報の伝達経路及び手段

水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は、資料３のとおり。

4.3 水防警報

4.3.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

4.3.2 洪水時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種 類	内 容	発令基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 国土交通省が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域

河川名	観測所名	区 域
利根川	栗 橋	左岸 茨城県古河市中田新田字砂片附 670 番 1 地先から 茨城県猿島郡境町桐ヶ作字飛地流作下 2458 番地先まで 右岸 埼玉県久喜市栗橋北 2 丁目 3386 番 3 地先から 茨城県猿島郡五霞町大字山王字堀切 1278 番 3 地先まで
江戸川	西関宿	左岸 幹川分派点から 千葉県野田市岡田 1084 地先まで 右岸 幹川分派点から 埼玉県春日部市新宿新田 100 番 1 地先まで

②水防警報の対象となる基準水位観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫注意 水 位 (警戒水位)	避難判断 水 位	氾濫危険 水 位 (洪水特別警戒水位)	計画高 水 位
利根川	栗 橋	埼玉県 久喜市 栗橋	2.70m	5.00m	7.60m	9.20m	9.90m
江戸川	西関宿	埼玉県 幸手市 大字 西関宿	4.50m	6.10m	8.10m	8.90m	9.12m

③水防警報の担当官署

河川名	観測所名	担当官署
利根川	栗 橋	利根川上流河川事務所
江戸川	西関宿	江戸川河川事務所

④水防警報の発表形式

発表形式は、埼玉県水防計画（様式 3－1）のとおり。

⑤水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、資料 4 のとおり。

第5章 水位等の観測、通報

(1) 水位観測所

利根川栗橋流域水防事務組合が関係する水位観測所は、利根川上流河川事務所が管理する栗橋観測所及び江戸川河川事務所が管理する西関宿の2箇所である。

(2) 水位の通報

本部長又は量水標管理者は、洪水のおそれがあることを自ら知り、又は洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

※2つ以上の都県にわたる水防事務

茨城県との連絡

茨城県猿島郡五霞町の水防事務は埼玉県知事に委任されている。

茨城県土木部河川課 電話 029-301-4490

(3) 水位・雨量の把握

本部長は、水防団待機水位を超えるおそれのある増水が始まったとき以後は、常に国土交通省利根川上流河川事務所及び江戸川河川事務所の水位・雨量情報を確認し、必要に応じて連絡を行い水位を把握する。

水位・雨量情報入手先		
利根川上流河川事務所管内	ウェブサイト（リアルタイム情報（水位・雨量）	https://www.ktr.mlit.go.jp/tonejo/tonejo_index052.html
	電話番号（防災対策課）	0480-52-3956
水位・雨量情報入手先		
江戸川河川事務所管内	ウェブサイト	https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa_index007.html
	電話番号（防災対策課）	04-7125-7436

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、以下のウェブサイトでPCやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁

- ・あなたの街の防災情報

<https://www.jma.go.jp/bosai/>

- ・気象警報・注意報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>

- ・アメダス

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas>

- ・雨雲の動き(高解像度降水ナウキャスト)

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

- ・洪水キキクル

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

- ・浸水キキクル

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

- ・大雨キキクル

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:heavyrain>

(2) 雨量・河川水位

国土交通省

- ・川の防災情報

【PC版・スマートフォン版】

<https://www.river.go.jp/>

第7章 水門等の操作

水門等については、水防管理者はあらかじめ関係する水門等の管理者とその連絡方法等を協議し、水防活動に備えるものとする。

河川名	名称	位置	管理者	操作の基準
江戸川	木津内樋管	右岸 北葛飾郡杉戸町大字木津内	庄内領用悪水路 土地改良区理事長	豊岡水位 2.00～3.00mに達したとき全閉する。
	中島樋管	右岸 幸手市大字西関宿	中島用悪水路 土地改良区理事長	〃

第8章 通信連絡

8.1 協力応援

8.1.1 電気通信事業者の通信協力

水防上緊急を要する通信については、あらかじめ電気通信事業者に登録してある災害時優先電話を使用し防災関係機関等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず発信専用として使用する。

水防上緊急を要する通信については、下記要領により取り扱われる。

(1) 非常通信の取扱方針

- ① この通信の取扱は、洪水又は洪水の発生するおそれのある旨の通報、またはその予防のうち緊急を要するものに限る。
- ② この通信は、同系の機関相互間に発受することを原則とする。ただし、必要ある場合は、各機関間も認める。

その系統機関は次のとおりとする。

ア) 国土交通省 関東地方整備局 各河川事務所、各水防事務組合及び各水害予防組合

イ) 埼玉県庁 各県土整備事務所 各市町村

雨量計及び水位標管理者

防衛省（各駐屯地司令）

ウ) ④ ア及びイの各機関相互間

⑤ ア及びイの各機関と次の各機関相互間、気象庁、管区气象台、地方气象台、各警察機関

- ③ 通信の内容は、洪水に際し、水災を警戒し防御し及びこれによる被害を軽減するための連絡、処置を内容として緊急を要するものであること。

8.1.2 専用電話の協力

(1) 警察通信施設

水防時非常の場合、加入非常電話及び非常電報の取扱いが不能になったときは、次の要領で警察通信施設を使用することができる。

- ① 使用の範囲は水防事務であって、緊急、非常のときで他に適当な連絡方法がないときに限る。
- ② 通信方法は埼玉県警察本部経由で河川砂防課を呼び出すこと。
- ③ 使用方法是原則としてその通信内容を書面又は口頭で示し、警察官に通信方を依頼すること。
ただし、質疑を伴うような複雑なものの呼出しは警察官が行い、内容は水防機関が行うこと。
- ④ 駐在所等で警察官が不在の場合で警察電話を使用するときは、家族の指示を受けて自ら通信すること。
- ⑤ 警察通信の使用については、管轄警察署長又は県本部にその都度申出のうち、警察固有の事務に支障のない範囲内において使用すること。

第9章 水防施設及び輸送

9.1 水防倉庫及び水防資器材

(1) 整備基準

重要水防区域の延長約2kmにつき、1棟の水防倉庫を設け、概ね次表に示す資器材を備蓄するよう努めるものとする。なお、水防管理者が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。

＜水防倉庫備蓄基準＞

資材	鋸	掛矢	スコップ	シャベル	照明器具	斧	鎌	縄	シート	ブルー	木材	予備土	竹	土のう
数量	4	10	30	3	5	10	200	kg	枚	100	本	若干	本	袋
											4		15	600

(2) 水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のための業者を確認し、緊急時の調達に備える。また、備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

(3) 水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省河川事務所長又は所管県土整備事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

(4) 組合の現有備蓄資器材は次のとおりである。

品名 倉庫名	鋸	掛 矢	ス シ コ ッ ペ ル	照 明 器 具	斧	鎌	縄 〔 ロ ッ フ ト 〕	ブ ル ー シ ー ト	木 材	鉄 線	予 備 土	竹	土 の う フル コン	鉄 杭 (木 杭)	建 築 年 延床面積
上 一 (久喜市) *	19	41	135	0	16	30	0 (20)	35	若干	0	0	0	5,000	2,895 (72)	
新 町 (久喜市)	0	0	0	0	0	0	0	35	若干	0	0	0	1,500	0	平成 22 年 9.6 m ²
川 妻 (五霞町)	6	17	37	0	8	15	0 (20)	35	0	100	0	0	5,000	750	平成 26 年 9.6 m ²
小手指 (五霞町)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	平成 24 年 9.6 m ²
両新田 (五霞町)	6	17	37	0	8	15	0 (20)	35	0	100	0	0	4,200	750 (50)	平成 24 年 9.6 m ²
大福田 (五霞町)	6	17	37	0	8	15	0 (20)	35	0	100	0	0	8,200	1,550	平成 24 年 34.08 m ²
山王防 災ステ ーション (五霞町)	6	17	37	0	8	15	50 (20)	35	0	100	0	0	7,000	725	平成 29 年 33.12 m ²
山 王 (五霞町)	6	17	37	0	8	15	0 (20)	35	0	100	0	0	8,000	2,175	平成 30 年 33.35 m ²
惣新田 (幸手市)	6	18	42	0	8	16	0 (16)	40	0	100	0	0	6,400	1,250	令和元年 33.35 m ²
惣新田 (幸手市)	6	19	39	0	8	15	0 (20)	35	0	100	0	0	5,400	1,300	平成 31 年 33.28 m ²
槇野地 (幸手市)	6	18	50	0	10	15	0 (20)	35	0	100	0	0	5,900	1,250	平成 29 年 49.68 m ²
木津内 (杉戸町)	6	19	36	0	6	19	0 (20)	30	0	500	0	0	3,600	1,050	平成 28 年 49.68 m ²
鷺 巣 (杉戸町)	7	19	39	0	6	18	0 (20)	45	0	200	0	0	4,000	1,050	昭和 58 年 33.12 m ²
木野川 (杉戸町)	6	10	45	0	8	16	0 (20)	30	0	500	0	0	1,800	1,195	平成 17 年 33.12 m ²
現有量	86	229	571	0	100	204	50 (236)	460	若干	2,000	0	0	66,000	15,940 (122)	371.18 m ²

* 水防倉庫の管理責任者は管理者とする。ただし、各水防倉庫の管理（鍵の管理等）は、所在する市町の職員とする。

* 水防倉庫設置箇所は資料 5 のとおりである

* 上一倉庫（久喜市）の備蓄資器材は、栗橋行政センターの倉庫に一時保管している。

(5) 組合の現有備蓄器材は次のとおりである。

器具名 保管地区 数 量	ツルハシ	ナタ	ハンマー	ペンチ	唐鋏	竹尖鎌	タコ	作業灯	一輪車	船外機	天幕	F R P ボート
久喜(栗橋)地内	2	19	75	11	26	4	2	0	4	1	7	1
久喜(鷲宮)地内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
五 霞 地 内	2	2	25	0	5	16	9	0	10	1	4	1
幸 手 地 内	0	2	12	0	0	0	0	0	6	1	4	1
杉 戸 地 内	0	4	14	0	0	0	4	0	9	1	4	1
春 日 部 地 内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	1
計	4	27	126	11	31	20	15	0	29	5	27	5

* F R P ボートは各市町（消防本部又は消防署（分署））に保管。

9.2 輸送の確保

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、構成市町地域防災計画において定められた緊急輸送道路等の輸送経路を基本とする。

第 10 章 水防活動

10.1 水防配備

(1) 非常配備

水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

① 種別及び発令基準

配備区分	基 準	水 防 事 項
第 1 配備 (警戒出動)	・ 水防警報の「出動」が伝達されたとき。 ・ 利根川又は江戸川の水位が氾濫注意水位（利根川：栗橋 5.00m、江戸川：西関宿 6.10m）に達したとき。	・ 重要水防箇所の巡視
第 2 配備 (第 1 次出動)	・ 水防警報の「指示」が伝達されたとき。 ・ 利根川又は江戸川の水位が氾濫注意水位（利根川：栗橋 5.00m、江戸川：西関宿 6.10m）を越え、災害の起こるおそれがあるとき。	・ 指示事項に基づく活動 ・ 堤防の巡視
第 3 配備 (第 2 次出動)	・ 組合管内に相当な被害が発生するおそれがあり、本部長が必要と認めたとき。	・ 万全な水防体制をとる

(2) 水防団の非常配備

体制毎の組合構成市町の水防団の出動人員数は次のとおりとする。

なお、水防団の出動区分については、資料 6 のとおりとする。

1. 非常体制 第 1 配備（警戒出動）

団長等				41 人
水防団員	久	喜	市	14 人
	幸	手	市	22 人
	杉	戸	町	16 人
	五	霞	町	30 人
		計		123 人

2. 非常体制 第 2 配備（第 1 次出動）

久	喜	市	21 人
幸	手	市	36 人
杉	戸	町	42 人
春	日 部	市	13 人
五	霞	町	26 人
	計		138 人

3. 非常体制 第 3 配備（第 2 次出動）

久	喜	市	42 人
幸	手	市	49 人
杉	戸	町	43 人
五	霞	町	10 人
	計		144 人

第 3 配備までの合計

		405 人	
		35 人	(待機員)
総	計	440 人	(水防団員)

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準は概ね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待 機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	水防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準 備	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき	水防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画にあたり、樋門等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出 動	河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき	水防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
指 示	氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解 除	水防本部長又は水防管理者より解除の指令をしたとき	

10.2 巡視及び警戒

（１）平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第 12 章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所（第3章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、杉戸県土整備事務所長及び河川等の管理者に連絡し、杉戸県土整備事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、10.7に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

10.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料7のとおりである。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を熟知させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

10.4 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

当組合は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

10.5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

10.6 居住者等の水防義務

水防管理者、水防団長及び消防機関の長は水防のため、必要がある時はその区域に居住する者又は水防の現場にいる者を水防作業に従事させることが出来る。（法第24条）

10.7 避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応

- ①洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
- ②水防管理者は、避難のための立ち退き又は緊急に安全を確保すべき対応を指示した場合は、その状況を杉戸県土整備事務所に速やかに報告するものとする。
- ③組合構成市町は、警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

10.8 氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置

（1）氾濫等の通報

河川管理者又は下水道管理者が、その管理する河川又は下水道について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報するものとする。

通報を受けた知事（当該通報をした者が河川管理者である国土交通大臣の場合にあっては、水防を担う国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、及び量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

（2）決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

なお、水防管理者又は市町村長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防管理者、水防団、消防機関又は水防協力団体は直ちに待避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防その他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。

また、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない（第４章参照）。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

（３）氾濫・決壊・漏水等の通報の内容

（１）（２）の氾濫・決壊・漏水等の通報は、「氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針」を踏まえ、実施する。なお、本運用において河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課されている。そのため、河川等の管理に必要な情報による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。また、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない。具体的には、次に示す対象施設・区域及び通報基準に対して、河川管理者等が管理事務の一環として氾濫等を発見する行為の限界と、氾濫等の通報を受けた水防関係者の処理能力の限界、災害時の処理の迅速さの観点から、予め水防協議会で協議を行い定めることが望ましい。

（４）氾濫・決壊・漏水等の通報系統

通 報 区 域				通 報 責任者	受 報 責任者	通信連絡方法	
水系名	河川名	右岸左岸	区 域			基本系	予備系
利根川	利根川	右岸	久喜市管内堤防	利根川栗橋流域水防事務組合管理者	利根川上流河川事務所長	N T T 電話で直接連絡する	N T T 電話で大利根出張所経由で連絡する
〃	〃	〃	茨城県猿島郡五霞町管内堤防	〃	〃	〃	〃

通 報 区 域				通 報 責任者	受 報 責任者	通信連絡方法	
水系名	河川名	右岸 左岸	区 域			基本系	予備系
利根川	江戸川	右岸	幸手市管内堤防	利根川栗橋流域水防事務組合管理者	江戸川河川事務所	N T T 電話で直接連絡する	N T T 電話で江戸川上流出張所経由で連絡する
〃	〃	〃	北葛飾郡杉戸町管内堤防	〃	〃	〃	〃

通報先の関係市町については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。なお、通報を受けた水防管理者は、「10.7 避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応」、（５）決壊等後の措置の対応を行う必要があり、市町村長は災害対策基本法第 60 条第 3 項に基づき、緊急安全確保の指示ができることとなっている。

（５）決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

10.9 水防配備の解除

（１）水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、所轄県土整備事務所を通じ水防本部に報告するものとする。

（２）水防団の非常配備の解除

水防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 11 章 水防信号、水防標識等

11.1 水防信号

法第 20 条に規定された水防信号は、次のとおりである。

水 防 信 号			
	警鐘信号	サイレン信号	事 項
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 ○－休止－○－休止－○－休止	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
第 2 信号	○－○－○ ○－○－○	約 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 ○－休止－○－休止－○－休止	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第 3 信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 ○－休止－○－休止－○－休止	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第 4 信号	乱打	約 1 分 5 秒 1 分 5 秒 ○－休止－○－休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

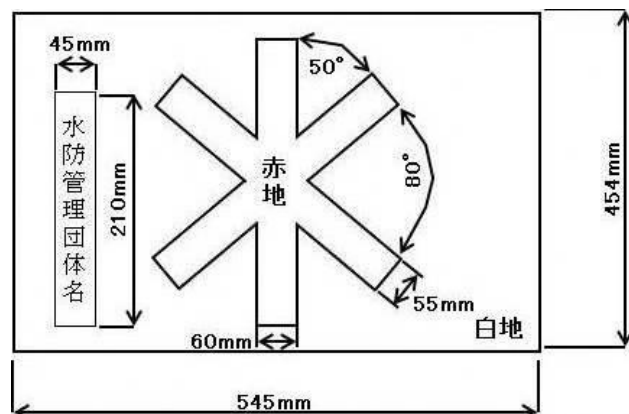
※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

11.2 水防標識

法第 18 条による車両の優先通行標識は水防に関する規則（昭和 25 年 2 月 7 日埼玉県規則第 4 号）第 3 に定める附図の 1 とする。

その標識は次のとおりである。



※寸法は標準となるものであり、用途に応じ、適宜変更しても差し支えない。

11.3 身分証票

組合職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表) (例)

第	号				
身分証明書					
氏 名					
職 名					
年 月 日生					
上記の者は、水防法第 49 条第 1 項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。					
有効期間	年	月	日	から	
	年	月	日	まで	
交 付	年	月	日		
利根川栗橋流域水防事務組合					
管理者 久喜市長 氏 名					

(裏) (例)

水防法(抜粋)
第 4 9 条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第 12 章 協力及び応援

12.1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者関東地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定等に係る援助を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市区町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (4) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

＜河川管理者の援助が必要な事項＞

- (1) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- (2) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (3) 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (4) 水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

12.2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

(1) 協力応援

水防管理団体は水防に関する水防機関の相互協力応援に関して必要な事項をあらかじめ協定しておくものとする。

水防管理団体は水防機関の相互協力応援について、水防法第 23 条第 1 項にもとづき水防管理者又は消防長が他の水防管理者から応援を求められたときは、応援を求められた水防管理者は自己の防衛区域に危険のない限り相互に応援する外、水防資材等についても、当該区域において調達することの不可能な資材についても、努めて併用の便を図るものとする。

(2) 県土整備事務所の指導

県土整備事務所は管内水防管理団体の相互応援協力について、適切な指導を行い必要

に応じて統制と活動の利便を図るものとする。

12.3 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ区域を管轄する警察署長と協議しておくものとする。

12.4 自衛隊の援助要求

(1) 出動要請

自衛隊法及び自衛隊法施行令に基づき、埼玉県において発生する各種の災害に際し、県民の生命財産を保護するため、自衛隊に対する災害派遣要請及び自衛隊との連絡は次のとおり実施する。(詳細については、埼玉県地域防災計画【風水害・事故対策編】第3編・第2章・第14節「応急対応力の強化」を参照)

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ①災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④派遣部隊が展開できる場所
- ⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

(2) 災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、その実態がやむをえないと認めるもので、他の要員を確保する組織等がない場合とする。

(3) 自衛隊との連絡

ア) 情報の交換

知事は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、各種情報を的確に把握し、必要に応じ第32普通科連隊長及び中部航空方面隊司令部防衛部長と情報を交換するものとする。

イ) 連絡先

部隊名 (駐屯地名等)	連絡責任者		電話番号
	時 間 内	時 間 外	
航空自衛隊 中部航空方面隊 司令部 (入間基地)	運用第2班長	司令部 当直幕僚	狭山(042)953-6131 内 線 2233 時間外 2204 2209
部隊名 (駐屯地名等)	連絡責任者		電話番号
	時 間 内	時 間 外	
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮駐屯地)	第2科長	部隊当直司令	(048)663-4241 内 線 425・426 時間外 402

ウ) その他

自衛隊が県に派遣された場合、その所管にかかる具体的事項について派遣部隊等の長と直接連絡協議することができる。

・水防に関すること

県土整備部水防本部 電話：048(830)5137

・地震に関すること

危機管理防災部災害対策課 電話：048(830)8181

第13章 費用負担と公用負担

13.1 費用負担

(1) 費用負担

水防に要する費用は、法第41条により当組合が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定めるものとする。

(2) 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

なお、当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

13.2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証	
〇〇〇水防団	〇〇部長
氏	名
上記のものに	区域における水防法第 28 条第 2 項の権限を委任したことを証明する。
年	月 日
利根川栗橋流域水防事務組合	
管理者 久喜市長 氏 名	

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書	
第	号
種 類	員 数
使 用	収 用 処 分
年	月 日
利根川栗橋流域水防事務組合	
管理者 久喜市長 氏 名	
殿	

(4) 損失補償

本組合は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 14 章 水防報告等

14.1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ①天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ②水防活動をした河川名及びその箇所
- ③警戒出動及び解散命令の時刻
- ④水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤水防作業の状況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出勤の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫現場指導の官公署氏名
- ⑬立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭水防関係者の死傷
- ⑮殊勲者及びその功績
- ⑯殊勲水防団とその功績
- ⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

14.2 水防報告

(1) 水防管理団体の報告

情報連絡責任者を定め、水防活動実施の際、下記報告様式にて杉戸県土整備事務所長へ報告する。

ア) 水防活動実施報告(様式 1-1)

- ・水防活動の開始時・終結時に報告
- ・亀裂、漏水、越水、洗掘等の状況が生じた場合は逐次、情報収集し、報告。
- ・破堤等、重大な状況が生じた場合はすみやかに情報収集し、また情報が入り次第、報告。

イ) 活動内容報告(様式 1-2)

- ・水防活動の終結後に報告

第 15 章 水防訓練

毎年出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や関東地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第 16 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

16.1 構成市町の対応

本章に掲げる事項については、水防法第 15 条に基づき、利根川栗橋流域水防事務組合構成市町において、各市町地域防災計画で対応するものとする。

16.2 洪水対応

16.2.1 浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

現在、本組合に關係する浸水想定区域の公表状況は以下のとおりである。

水系名	河川名	浸水想定区域公表時点	浸水想定区域公表 HP アドレス	関係市町村	作成主体
利根川	利根川・広瀬川・早川・小山川	H29. 7. 20	https://www.ktr.mlit.go.jp/tonejo/tonejo00129.html	< 埼玉県 > 久喜市、幸手市、杉戸町、春日部市 < 茨城県 > 五霞町	国土交通省
	江戸川	H29. 7. 20	https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa_index008.html	< 埼玉県 > 久喜市、幸手市、杉戸町、春日部市 < 茨城県 > 五霞町	国土交通省

* 浸水想定区域の市町村は、当組合管内の市町のみ記載。

16.2.2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ①洪水予報、水位到達情報、その他人的災害を生ずるおそれがある洪水の伝達方法
- ②避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ③浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

16.2.3 洪水ハザードマップ

組合構成市町は、洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、各世帯に配布、インターネットを利用した提供その他の適切な措置を講じることとする。

この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

16.2.4 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

16.2.5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市町村長に報告するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

16.2.6 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

16.2.7 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

現在、当組合管内においては、浸水被害軽減地区の指定はない。

第 17 章 水防協力団体

17.1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

17.2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供

- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

17.3 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

17.4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるよう、活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

様式編

様式 1 水防警告

様式 1－1 水防活動実施報告	42
様式 1－2 活動内容報告	43

資料編

資料 1 重要水防箇所

資料 1－1 国土交通省管理河川の重要水防箇所評定基準	44
資料 1－2 区域内重要水防区域一覧表	46
資料 2 警報等の伝達経路及び手段（気象・洪水に関する注意報・警報）	55
資料 3 水防法に基づく洪水予報の伝達経路等	56
資料 4 水防警報の伝達経路等	57
資料 5 水防倉庫設置箇所	58
資料 6 水防出動区域分担表	59
資料 7 水防工法一覧表	63
資料（参考） 水防関係機関連絡先一覧	66

附 録

附録 1 水防法	67
----------------	----

水防活動実施報告書 第 報

年 月 日

水防管理団体名
課所名
作成者
連絡先

出水の概況	川 水位 m 雨量 mm			
水防実施箇所	川 左岸・右岸 市 地先			
日時	自 月 日 時 ・ 至 月 日 時			
出動人員(人)	水防団員	消防団員	その他	合 計
水防作業の概況 及び工法	作業準備 ・ 作業開始 ・ 作業中 ・ 作業完了			
被害箇所	堤防 ・ 高水敷 ・ 水門 ・ 樋管 ・ その他()			
被害状況及び 水防の状況	亀裂 ・ 漏水 ・ 法崩れ ・ 越水 ・ 溢水 ・ 破堤 ・ 洗掘 ・ その他()			
	原因は() ・ 調査中 ・ 不明)			
	今後、(大幅に拡大する ・ 拡大する ・ 小規模にとどまる ・ 調査中 ・ 不明)と見込まれる			
使用資機材			住民の協力	
			死傷者	
避難情報の 発令状況				

- 注 1 各水防管理団体は、水防を行った箇所毎に作成すること。
 2 各水防管理団体は、速やかに所管県土整備事務所を経由して知事に報告すること。
 3 平面図、横断図等は適宜添付すること。

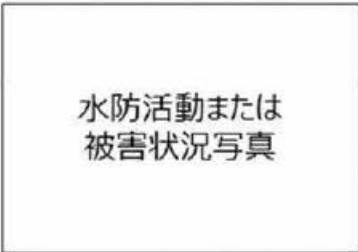
〇年台風第〇号における水防活動
(〇〇県〇〇市消防団・〇年〇月〇日～〇日)

○概 要
〇〇市消防団は、〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1 時間雨量〇mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約〇時間	〇名	・土のう積み (〇袋) ・避難誘導 (〇世帯) ・排水作業 (〇件)



〇〇川左岸 (〇〇地先)
堤防巡視



〇〇川左岸 (〇〇地先)
積み土のう工



〇〇川右岸 (〇〇地先)
月の輪工



〇〇地区の浸水被害



資料 1－1 国土交通省管理河川の重要水防箇所評定基準

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水（溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	

工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後 3 年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

資料 1－2 区域内重要水防区域一覧表

番号	水系名	河川名	河川管理者 及び 県担当事務所	重 要 度		左 右 岸 別	重 要 水 防 箇 所			延 長 (m)	重 要 な る 理 由	想定される 水防工法
				種 別	階級		地 先 名	杆 杭 位 置 (K, m)				
1	利根川	利根川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	旧川跡	要注 要注	右	埼玉 県	久喜市栗橋	130.5k 上 50m 130.5k 上 25m	25.0	旧川跡	
2	利根川	利根川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	新堤防 旧川跡	要注 要注	右	埼玉 県	久喜市栗橋	130.5k 上 25m 130.5k 下 20m	45.0	令和6年3月29日完成 R4利根川 右岸栗橋北堤防強化工事 旧川跡	シート張り工
3	利根川	利根川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	新堤防	要注	右	埼玉 県	久喜市栗橋	130.5k 下 20m 130.5k 下 239m	219.3	令和6年3月29日完成 R4利根川 右岸栗橋北堤防強化工事	シート張り工
4	利根川	利根川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	埼玉 県	久喜市栗橋	130.0k 上 214m 130.0k 上 65m	149.6	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 （安全性照査） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能 に支障が生じる可能性がある箇所	かご止め工 釜段工
5	利根川	利根川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	（重点） 工作物	A	右	埼玉 県	久喜市栗橋	130.0k 上 199m	1 箇所	国道4号線利根川橋（下り線） 桁下高不足かつ流下能力不足	
6	利根川	利根川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	工作物	B	右	埼玉 県	久喜市栗橋	130.0k 上 169m	1 箇所	国道4号線利根川橋（上り線） 流下能力不足	
7	利根川	利根川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	（重点） 越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	埼玉 県	久喜市栗橋	130.0k 上 65m 129.5k 上 222m	347.5	危険箇所（越水） 右岸 130.0k 付近 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 （安全性照査） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能 に支障が生じる可能性がある箇所	積み土のう工 かご止め工 釜段工
8	利根川	利根川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	旧川跡	要注	右	埼玉 県	久喜市栗橋	129.5k 下 106m 129.0k 上 116m	282.8	旧川跡	

番号	水系名	河川名	河川管理者 及び 県担当事務所	重 要 度		左右 岸別	重 要 水 防 箇 所			延 長 (m)	重 要 な る 理 由	想定される 水防工法
				種 別	階級		地 先 名	料 杭 位 置 (K, m)				
8	利根川	利根川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	新堤防 旧川跡	要注 要注	右	埼玉 県	久喜市栗橋	129.0k 上 116m 129.0k 上 106m	10.1	令和6年3月31日完成 R5大利根 管内堤防強化関連整備工事 令和6年8月9日完成 R5利根川右 岸川妻堤防天端整備工事 旧川跡	シート張り工
9	利根川	利根川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	新堤防 旧川跡	要注 要注	右	埼玉 県	久喜市栗橋	129.0k 上 106m 129.0k 上 56m	50.5	令和6年3月31日完成 R5大利根 管内堤防強化関連整備工事 令和6年8月9日完成 R5利根川右 岸川妻堤防天端整備工事 令和7年5月30日完成 利根川右岸 川妻築堤護岸（その2）工事 旧川跡	シート張り工
10	利根川	利根川	国土交通省 境工事事務所	新堤防 旧川跡	要注 要注	右	茨城 県	猿島郡五霞 町川妻	129.0k 上 56m 129.0k 下 35m	90.9	令和6年3月31日完成 R5大利根 管内堤防強化関連整備工事 令和6年8月9日完成 R5利根川右 岸川妻堤防天端整備工事 令和7年5月30日完成 利根川右岸 川妻築堤護岸（その2）工事 旧川跡	シート張り工
11	利根川	利根川	国土交通省 境工事事務所	新堤防 旧川跡	要注 要注	右	茨城 県	猿島郡五霞 町川妻	129.0k 下 35m 129.0k 下 116m	80.7	令和6年8月9日完成 R5利根川右 岸川妻堤防天端整備工事、令和7年5 月30日完成 利根川右岸川妻築堤護 岸（その2）工事 旧川跡	シート張り工
12	利根川	利根川	国土交通省 境工事事務所	新堤防	要注	右	茨城 県	猿島郡五霞 町川妻	129.0k 下 116m 129.0k 下 217m	100.9	令和6年8月9日完成 R5利根川右 岸川妻堤防天端整備工事 令和7年5月30日完成 利根川右岸 川妻築堤護岸（その2）工事	シート張り工

番号	水系名	河川名	河川管理者 及び 県担当事務所	重 要 度		左 右 岸 別	重 要 水 防 箇 所			延 長 (m)	重 要 な る 理 由	想定される 水防工法
				種 別	階級		地 先 名	料 杭 位 置 (K, m)				
13	利根川	利根川	国土交通省 境工事事務所	堤体漏水 基礎地盤漏水 新堤防	B B 要注	右	茨 城 県	猿島郡五霞 町川妻	129.0k 下 217m 129.0k 下 227m	10.1	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (安全性照査) 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能 に支障が生じる可能性がある箇所 令和 6 年 8 月 9 日完成 R 5利根川右 岸川妻堤防天端整備工事	かご止め工 釜段工 シート張り工
14	利根川	利根川	国土交通省 境工事事務所	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	茨 城 県	猿島郡五霞 町川妻	129.0k 下 227m 128.5k 上 202m	75.7	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (安全性照査) 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能 に支障が生じる可能性がある箇所	かご止め工 釜段工
15	利根川	利根川	国土交通省 境工事事務所	堤体漏水 基礎地盤漏水 新堤防	B B 要注	右	茨 城 県	猿島郡五霞 町川妻	128.5k 上 202m 128.5k 上 192m	10.1	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (安全性照査) 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能 に支障が生じる可能性がある箇所 令和 6 年 8 月 9 日完成 R 5利根川右 岸川妻堤防天端整備工事	かご止め工 釜段工 シート張り工
16	利根川	利根川	国土交通省 境工事事務所	堤体漏水 基礎地盤漏水 新堤防	B B 要注	右	茨 城 県	猿島郡五霞 町川妻	128.5k 上 192m 128.5k 上 15m	176.6	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (安全性照査) 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能 に支障が生じる可能性がある箇所 令和 6 年 8 月 9 日完成 R 5利根川右 岸川妻堤防天端整備工事 令和 7 年 6 月 30 日完成 R 5利根川 右岸川妻築堤護岸（その 1）工事	かご止め工 釜段工 シート張り工
17	利根川	利根川	国土交通省 境工事事務所	堤体漏水 基礎地盤漏水 新堤防	B B 要注	右	茨 城 県	猿島郡五霞 町川妻	128.5k 上 15m 128.5k 上 10m	5.0	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (安全性照査) 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能 に支障が生じる可能性がある箇所 令和 6 年 8 月 9 日完成 R 5利根川右 岸川妻堤防天端整備工事	かご止め工 釜段工 シート張り工

番号	水系名	河川名	河川管理者 及び 県担当事務所	重 要 度		左 右 岸 別	重 要 水 防 箇 所			延 長 (m)	重 要 な る 理 由	想定される 水防工法
				種 別	階級		地 先 名	料 杭 位 置 (K, m)				
18	利根川	利根川	国土交通省 境工事事務所	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	茨 城 県	猿島郡五霞 町川妻	128.5k 上 10m 128.5k 下 80m	90.3	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (安全性照査) 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能 に支障が生じる可能性がある箇所	かご止め工 釜段工
19	利根川	利根川	国土交通省 境工事事務所	新堤防	要注	右	茨 城 県	猿島郡五霞 町川妻	128.5k 下 81m 128.5k 下 86m	5.0	令和7年6月30日完成 R5利根川 右岸川妻築堤護岸（その1）工事	シート張り工
19	利根川	利根川	国土交通省 境工事事務所	新堤防	要注	右	茨 城 県	猿島郡五霞 町川妻	128.5k 下 85m 128.5k 下 130m	45.1	令和6年8月9日完成 R5利根川右 岸川妻堤防天端整備工事 令和7年6月30日完成 R5利根川 右岸川妻築堤護岸（その1）工事	シート張り工
20	利根川	利根川	国土交通省 境工事事務所	越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	茨 城 県	猿島郡五霞 町川妻	128.5k 下 130m 128.5k 下 226m	95.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (安全性照査) 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能 に支障が生じる可能性がある箇所	積み土のう工 かご止め工 釜段工
21	利根川	利根川	国土交通省 境工事事務所	堤体漏水 基礎地盤漏水 新堤防	B B 要注	右	茨 城 県	猿島郡五霞 町川妻	128.5k 下 225m 128.5k 下 230m	5.0	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (安全性照査) 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能 に支障が生じる可能性がある箇所 令和6年8月9日完成 R5利根川右 岸川妻堤防天端整備工事	かご止め工 釜段工 シート張り工
22	利根川	利根川	国土交通省 境工事事務所	堤体漏水 基礎地盤漏水 新堤防	B B 要注	右	茨 城 県	猿島郡五霞 町川妻	128.5k 下 231m 128.0k 上 221m	50.1	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (安全性照査) 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能 に支障が生じる可能性がある箇所 令和6年8月9日完成 R5利根川右 岸川妻堤防天端整備工事 令和7年4月24日完成 R6利根川 右岸川妻築堤護岸工事	かご止め工 釜段工 シート張り工

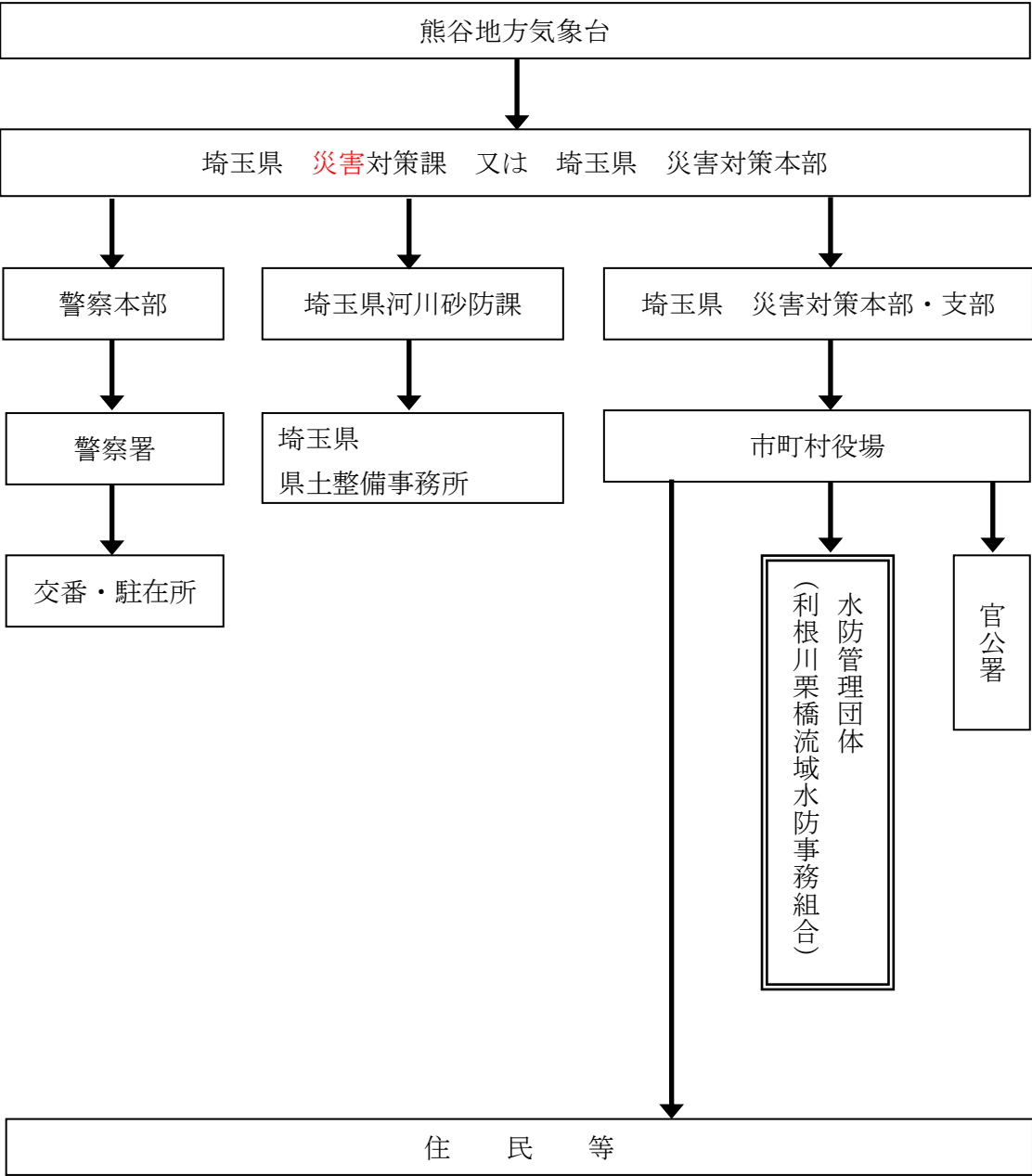
番号	水系名	河川名	河川管理者 及び 県担当事務所	重 要 度		左右 岸別	重 要 水 防 箇 所		延 長 (m)	重 要 な る 理 由	想定される 水防工法
				種 別	階級		地 先 名	料 杭 位 置 (K, m)			
32	利根川	江戸川	国土交通省 境工事事務所	(重点) 工作物	A	右	茨城県 猿島郡五霞 町山王	59.5k 上 290m	1 箇所	老朽 (関宿水閘門)	
33	利根川	江戸川	国土交通省 境工事事務所	越水 (溢水)	B	右	茨城県 猿島郡五霞 町大字山王	59.0k 上 468m 58.5k 上 366m	779.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 (流下能力不足)	積み土嚢
34	利根川	江戸川	国土交通省 境工事事務所	越水 (溢水)	B	右	茨城県 猿島郡五霞 町大字江川	58.5k 上 366m 58.5k 上 16m	350.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 (流下能力不足)	積み土嚢
35	利根川	江戸川	国土交通省 境工事事務所	越水 (溢水) 堤体漏水	B B	右	茨城県 猿島郡五霞 町大字江川	58.5k 上 16m 58.5k	16.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 (流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工
36	利根川	江戸川	国土交通省 境工事事務所	越水 (溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	右	茨城県 猿島郡五霞 町大字江川	58.5k 58.0k 上 390m	103.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 (流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
37	利根川	江戸川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	越水 (溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	右	埼玉県 幸手市大字 西関宿	58.0k 上 390m 58.0k 上 130m	260.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 (流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
38	利根川	江戸川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	越水 (溢水) 堤体漏水 新堤防 旧川跡	B B 要注 要注	右	埼玉県 幸手市大字 西関宿	58.0k 上 130m 58.0k 上 24m	106.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 (流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 築堤後 3 年未満 R 4・5 江戸川右岸 西関宿地先堤防整備工事 (R5. 9) 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
39	利根川	江戸川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	(重点) 越水 (溢水) 堤体漏水 新堤防 旧川跡	B B 要注 要注	右	埼玉県 幸手市大字 西関宿	58.0k 上 24m 57.5k 上 457m	48.0	危険箇所 (越水) (氾濫ブロック毎) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 (堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工 月の輪工

番号	水系名	河川名	河川管理者 及び 県担当事務所	重 要 度		左 右 岸 別	重 要 水 防 箇 所			延 長 (m)	重 要 な る 理 由	想定される 水防工法
				種 別	階級		地 先 名		料 杭 位 置 (K, m)			
											築堤後3年未満 R4・5江戸川右岸 西関宿地先堤防整備工事(R5.9) 旧川跡の堤防	
40	利根川	江戸川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	越水（溢水） 堤体漏水 新堤防 旧川跡	B B 要注 要注	右	埼玉 県	幸手市大字 西関宿	57.5k 上 457m 57.5k 上 301m	156.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 築堤後3年未満 R4・5江戸川右岸 西関宿地先堤防整備工事(R5.9) 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
41	利根川	江戸川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	越水（溢水） 新堤防 旧川跡	B 要注 要注	右	埼玉 県	幸手市大字 西関宿	57.5k 上 301m 57.5k 上 161m	140.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満（流下能力不足） 築堤後3年未満 R4・5江戸川右岸 西関宿地先堤防整備工事(R5.9) 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
42	利根川	江戸川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	埼玉 県	幸手市大字 西関宿	57.5k 上 161m 57.5k 上 101m	60.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満（流下能力不足） 旧川跡の堤防	積み土嚢 月の輪工
43	利根川	江戸川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	越水（溢水）	B	右	埼玉 県	幸手市大字 中島	57.5k 上 101m 57.5k 上 100m	1.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満（流下能力不足）	積み土嚢
44	利根川	江戸川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	旧川跡	要注	右	埼玉 県	幸手市大字 中島	57.5k 57.0k 上 454m	44.0	旧川跡の堤防	月の輪工
45	利根川	江戸川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	埼玉 県	幸手市大字 中島	57.0k 上 454m 57.0k 上 381m	73.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満（流下能力不足） 旧川跡の堤防	積み土嚢 月の輪工

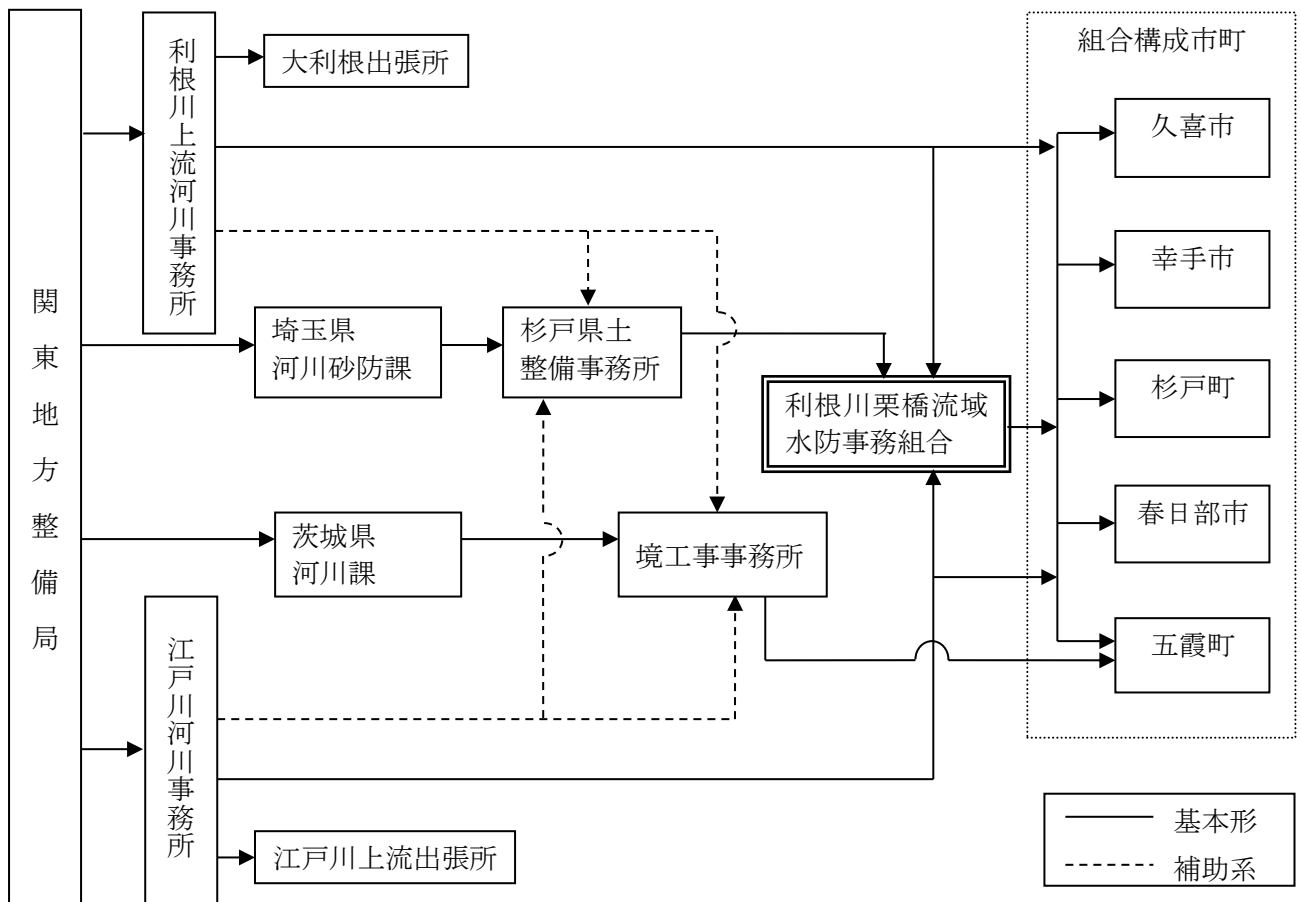
番号	水系名	河川名	河川管理者 及び 県担当事務所	重 要 度		左 右 岸 別	重 要 水 防 箇 所			延 長 (m)	重 要 な る 理 由	想定される 水防工法
				種 別	階級		地 先 名	料 杭 位 置 (K, m)				
46	利根川	江戸川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	旧川跡	要注	右	埼玉 県	幸手市大字 中島	57.0k 上 381m 57.0k 上 354m	27.0	旧川跡の堤防	月の輪工
47	利根川	江戸川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	(重点) 工作物	A	右	埼玉 県	幸手市中島	57.0k 上 367m	1 箇所	新関宿橋	
48	利根川	江戸川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	埼玉 県	幸手市大字 中島	57.0k 上 354m 56.5k 上 454m	407.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満（流下能力不足） 旧川跡の堤防	積み土嚢 月の輪工
49	利根川	江戸川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	越水（溢水） 新堤防 旧川跡	B 要注 要注	右	埼玉 県	幸手市大字 中島	56.5k 上 454m 56.5k 上 286m	168.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満（流下能力不足） 築堤後 3 年未満 R 6 江戸川右岸中島 地先上段盛土工事（R7.12） 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
50	利根川	江戸川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	埼玉 県	幸手市大字 中島	56.5k 上 286m 56.0k 上 137m	674.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満（流下能力不足） 旧川跡の堤防	積み土嚢 月の輪工
51	利根川	江戸川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	越水（溢水） 旧川跡	B 要注	右	埼玉 県	幸手市大字 花島	56.0k 上 137m 56.0k 上 73m	64.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満（流下能力不足） 旧川跡の堤防	積み土嚢 月の輪工
52	利根川	江戸川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	越水（溢水）	B	右	埼玉 県	幸手市大字 花島	56.0k 上 73m 56.0k 上 35m	38.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満（流下能力不足）	積み土嚢
53	利根川	江戸川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	越水（溢水）	B	右	埼玉 県	幸手市大字 花島	56.0k 上 35m 55.5k 上 428m	117.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土嚢

番号	水系名	河川名	河川管理者 及び 県担当事務所	重 要 度		左 右 岸 別	重 要 水		防 箇 所	延 長 (m)	重 要 な る 理 由	想定される 水防工法
				種 別	階級		地 先 名	料 杭 位 置 (K, m)				
54	利根川	江戸川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	越水（溢水）	B	右	埼玉 県	幸手市大字 花島	55.5k 上 428m 55.5k 上 400m	28.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満（流下能力不足）	積み土嚢
55	利根川	江戸川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	埼玉 県	幸手市大字 花島	55.5k 上 400m 55.5k 上 125m	275.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工
56	利根川	江戸川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	越水（溢水）	B	右	埼玉 県	幸手市大字 花島	55.5k 上 125m 54.5k 上 583m	642.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満（流下能力不足）	積み土嚢
57	利根川	江戸川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	越水（溢水）	B	右	埼玉 県	幸手市大字 榎野地	54.5k 上 583m 54.5k 上 184m	399.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満（流下能力不足）	積み土嚢
58	利根川	江戸川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	越水（溢水）	B	右	埼玉 県	北葛飾郡杉 戸町大字木 津内	54.5k 上 184m 54.5k 上 57m	127.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満（流下能力不足）	積み土嚢
59	利根川	江戸川	国土交通省 杉戸県土整備 事務所	越水（溢水）	B	右	埼玉 県	北葛飾郡杉 戸町大字木 津内	54.0k 上 313m 52.5k 上 57m	1815.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満（流下能力不足）	積み土嚢
小計				28 箇所						6917.0		
合計				59 箇所						12154.6		

資料2 警報等の伝達経路及び手段（気象・洪水に関する注意報・警報）



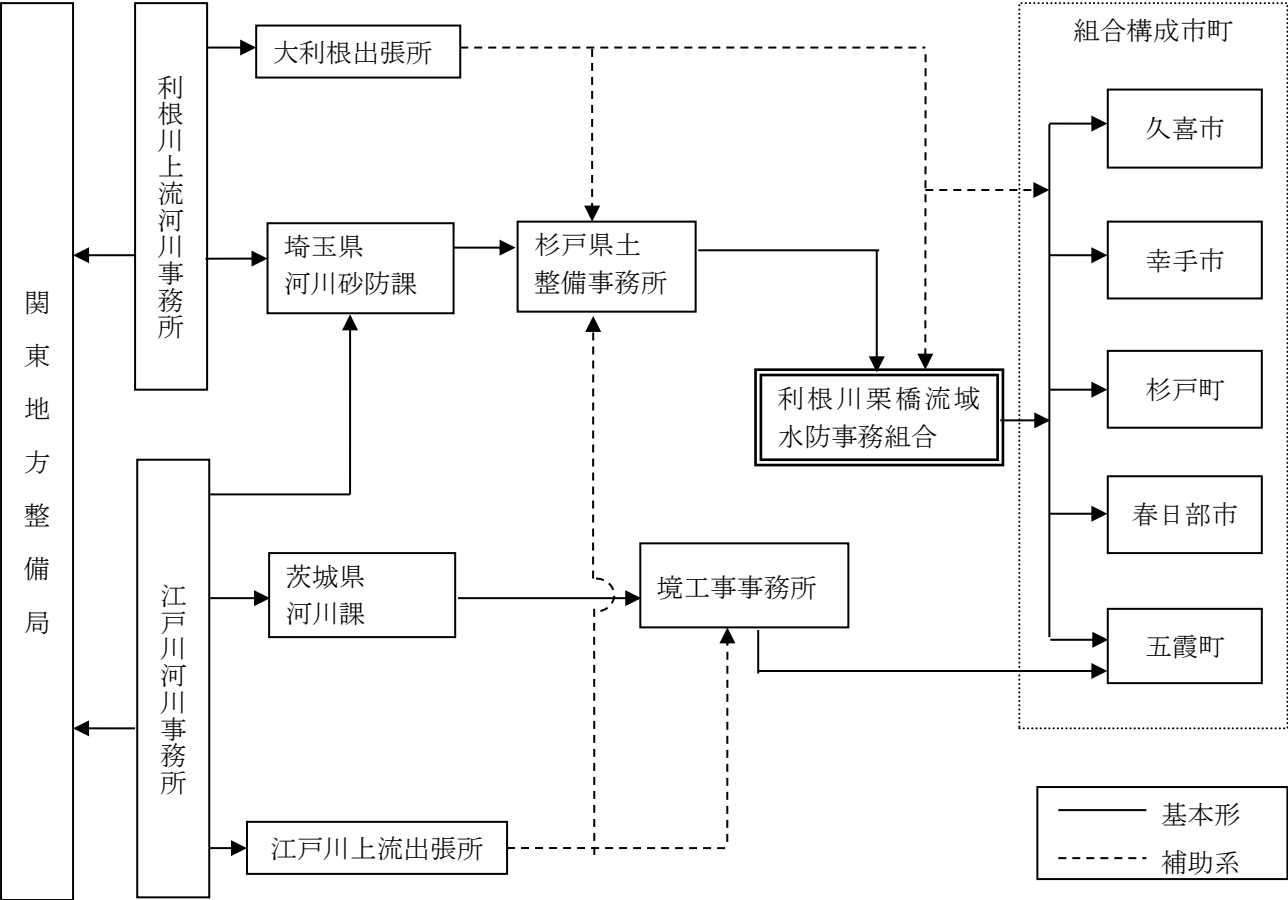
資料３ 水防法に基づく洪水予報の伝達経路等



伝達系統の関係機関連絡先

関係機関名		電話番号	FAX番号
国土交通省 関東地方整備局	利根川上流河川事務所（災害対策室）	0480-52-9839	0480-52-9852
	〃 大利根出張所	0480-72-8360	0480-72-8363
	江戸川河川事務所（災害対策室）	04-7125-7332	04-7123-6741
	〃 江戸川上流出張所	048-746-0063	048-745-0165
埼玉県	河川砂防課	048-830-5137	048-830-4865
	杉戸県土整備事務所	0480-34-2381	0480-36-1442
茨城県	河川課	029-301-4490	029-765-4499
	境工事事務所	0280-87-1954	0280-87-5517
利根川栗橋流域 水防事務組合 構成市町	久喜市 危機管理課	0480-22-1111	0480-21-1641
	幸手市 くらし防災課	0480-43-1111	0480-43-6033
	杉戸町 危機管理課	0480-33-1599	0480-33-4550
	春日部市 消防本部総務課	048-738-3111	048-735-1536
	五霞町 総務課	0280-84-1111	0280-84-1967

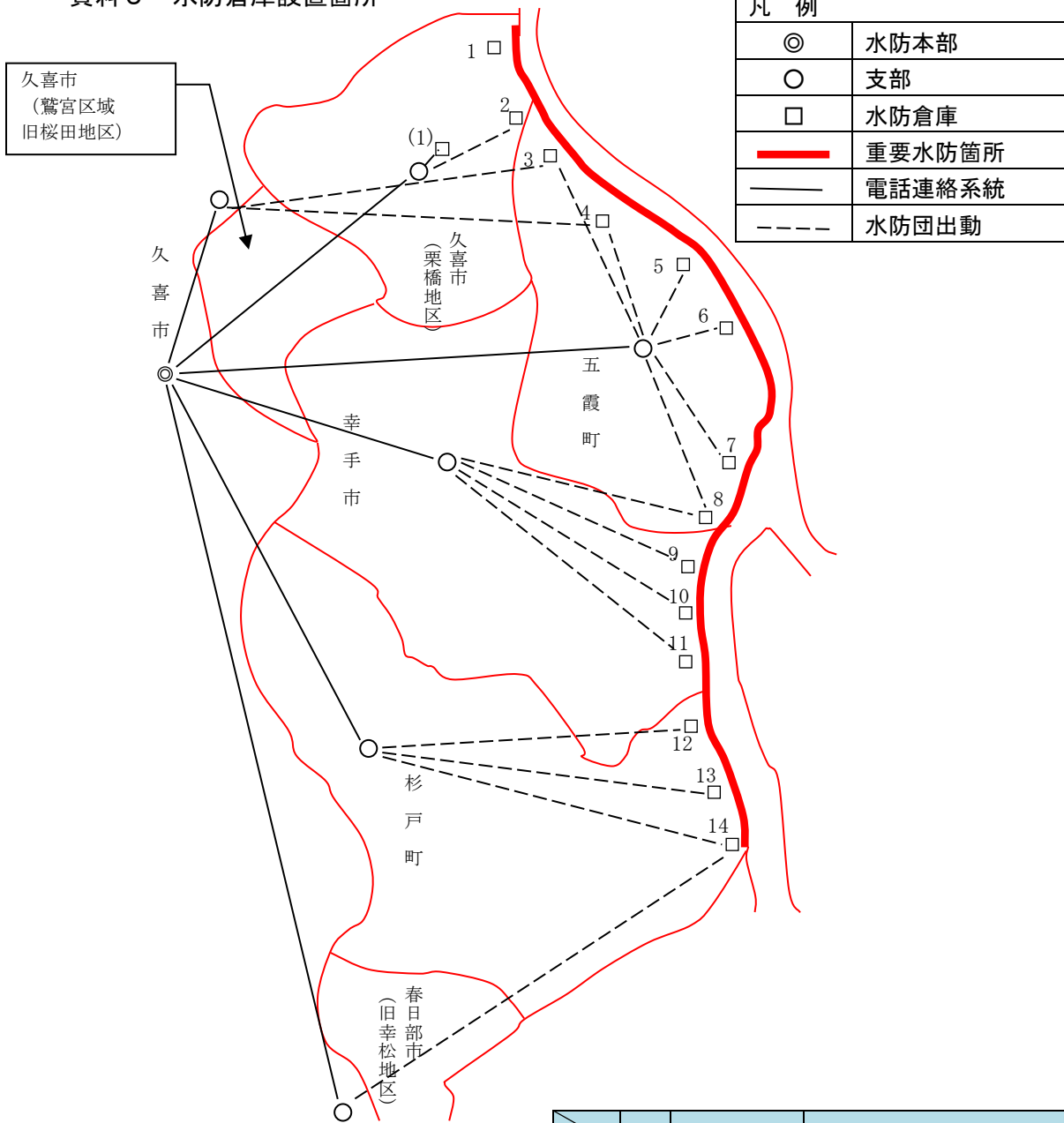
資料 4 水防警報の伝達経路等



伝達系統の関係機関連絡先

資料 3 「伝達系統の関係機関連絡先」と同じ。

資料 5 水防倉庫設置箇所



	No.	倉庫名	所在地
利根川沿線	1	上一	堤防強化事業により撤去（＊）
	2	新町	久喜市栗橋東六丁目 4 番地先
	3	川妻	五霞町大字川妻 1778 番地 5 地先
	4	小手指	五霞町大字小手指 2094 番地 17 地先
	5	両新田	五霞町大字釈迦 124 番地 1 地先
	6	大福田	五霞町大字大福田 1139 番地 1

* 上一倉庫〔No.1〕の備蓄資器材は、栗橋行政センター(久喜市栗橋間鎌 251 番地 1)の倉庫に一時保管している。

	No.	倉庫名	所在地
江戸川沿線	7	山王防災ステーション	五霞町大字山王 1265 番地 1
	8	山王	五霞町大字山王 242 番地 5 地先
	9	惣新田	幸手市大字惣新田 4200 番地 2 地先
	10	惣新田	幸手市大字惣新田 2765 番地 2 地先
	11	槇野地	幸手市大字槇野地 866 番地 9 地先
	12	木津内	杉戸町大字木津内 248 番地 4 地先
	13	鷺巣	杉戸町大字宮前 553 番地 2 地先
	14	木野川	杉戸町大字木野川 50 番地地先

資料6 水防出動区域分担表

番号	区 域 及 び 倉庫名	担当水防団消防機関構成								
		第 1 配備（警戒出動）			第 2 配備（第 1 次出動）			第 3 配備（第 2 次出動）		
		市町名	分団名	人員	市町名	分団名	人員	市町名	分団名	人員
1	久 喜 市 上 一 倉 庫	久喜市 （栗橋）	1－1	6	久喜市 （栗橋）	1－1	5	久喜市 （栗橋）	2－1	7
			1－3	3		1－3	4		2－2	1 2
2	" 新 町 倉 庫	"	1－2	5	久喜市 （鷺宮）	2－1	8	"	1－2	6
									2－3	1 2
3	五 霞 町 川 妻 倉 庫	五霞町	1	4	"	2－2	4	久喜市 （鷺宮）	2－2	5
4	" 小 手 指 倉 庫	"	1	4	五霞町	1	6	五霞町	1	3
5	" 両新田倉庫	"	2	5	"	2	6	"	2	4
6	" 大福田倉庫	"	2	3	"	3	4	"	3	2
			3	3						
7	" 山王防災ステーション	"	3	4	"	3	3	"	3	1
			4	2		4	2			
8	" 山 王 倉 庫	"	4	5	"	4	5	幸手市	7	1 0
9	幸 手 市 惣新田倉庫	幸手市	4	5	幸手市	1	9	"	4	1 0
10	" 惣新田倉庫	"	5	5	"	2	9	"	5	1 1
			7	7		8	9		8	7
11	" 榎野地倉庫	"	6	5	"	3	9	"	6	1 1
12	杉 戸 町 木津内倉庫	杉戸町	7	6	杉戸町	1	9	杉戸町	2	1 3
13	" 鷺 巣 倉 庫	"	6	5	"	5	1 5	"	3	1 3
						6	9			
14	" 木野川倉庫	"	8	5	"	8	9	"	4	1 1
					春日部市	5	1 3		7	6
計				8 2			1 3 8			1 4 4

*各市町の団長等（久喜市9、幸手市8、杉戸町12、春日部市2、五霞町11）は、本部及び各支部付とする。

*組合市町消防団（水防団）編成については別表のとおり。

別表 組合構成市町消防団（水防団）編成表

市 町 名	分団	部	編 成 区 域	団員数
久喜市	団長 1、副団長 2、分団長 3、副分団長 3			9
(栗橋支団)	1	1	栗橋北一丁目の一部、栗橋北二丁目、栗橋中央二丁目の一部、栗橋東一、二丁目の一部（上一、上二、福寿、仲一）	11
	1	2	栗橋中央二丁目の一部、栗橋東一、二、三、四、五、六丁目の一部、緑一丁目の一部（仲二、新町、栗橋ハイツ、旭町）	11
	1	3	栗橋北一、二丁目の一部、栗橋中央一、二丁目の一部、栗橋東一、二丁目の一部、緑一丁目の一部、伊坂、伊坂苑（イトーピア）	7
	2	1	佐間、間鎌、松永、高柳、島川	7
	2	2	小右衛門、中里、南栗橋 1～6・8・9 丁目、栗橋東 6 丁目の一部	12
	2	3	北広島、河原代、新井、狐塚、南栗橋 7・10～12 丁目	12
(鷺宮支団)	2	1	西大輪、外野、上川崎、鷺宮 6 丁目、桜田 4・5 丁目	8
	2	2	八甫、東大輪、八甫 1～5 丁目、桜田 1～3 丁目	9
	計			86
幸手市	団長 1、副団長 2、団員（女性） 5			8
	1		中 3～4 丁目、北 1～2 丁目、東 3～5 丁目、大字内国府間（県道下吉羽・幸手線南側）、大字高須賀（東武日光線東側）	26
	2		大字千塚、大字円藤内、大字松石、大字高須賀、大字外国府間、西 2 丁目、大字権現堂、大字内国府間（県道下吉羽・幸手線北側）、大字幸手（旧県道加須・幸手線北側）	18
	3		南 1～3 丁目、大字上高野、上高野 1 丁目、栄 1 番	18
	4		北 3 丁目、大字権現堂、大字上吉羽、大字神明内、大字木立、大字幸手（旧県道惣新田・幸手線北側）	15

	5		大字惣新田、大字細野、大字下宇和田、大字上和田、大字下吉羽、大字西関宿、大字花島、大字中島、大字槇野地	16
	6		大字吉野、吉野 1 丁目、大字天神島、天神島 1 丁目、栄 2 ～ 7 番、大字平須賀、平須賀 1 ～ 2 丁目、大字戸島、戸島 1 ～ 2 丁目、大字神扇、大字平野、大字中野、大字長間	16
	7		中 1 ～ 3 丁目、東 3 ～ 4 丁目、緑台 1 ～ 2 丁目、大字幸手（旧県道惣新田・幸手線南側）	17
	8		中 5 丁目、大字中川崎、大字下川崎、香日向 1 ～ 4 丁目、西 1 丁目、大字幸手（東武日光線西側及び旧県道加須・幸手線南側）	16
	計			150
杉戸町	団長 1、副団長 1、団員（女性） 10 9			11
	1		大字下野、大字下高野、大字大島、大字茨島、高野台西、高野台南、高野台東	9
	2		杉戸 1 丁目～ 4 丁目の一部、杉戸 5 ～ 7 丁目、内田 3 丁目の一部、内田 4 丁目	13
	3		杉戸 1 丁目～ 4 丁目の一部、内田 1 丁目、内田 2 丁目～ 3 丁目の一部、内田 4 丁目、清地 1 丁目の一部	13
	4		内田 2 丁目、清地 1 丁目の一部、清地 2 丁目～ 6 丁目、大字清地、倉松 1 丁目～ 5 丁目、大字倉松	11
	5		大字堤根、大字本郷	15
	6		大字遠野、大字佐左エ門、大字広戸沼、大字本島、大字並塚	14
	7		大字椿、大字深輪、大字目沼、大字宮前、大字鷺巣、大字木津内、大字木野川、大字屏風	12
	8		大字才羽、大字北蓮沼、大字大塚	14
	計			112
春日部市	団長 1、副団長 1			2
	5		小湊、八丁目の一部、不動院野、樋籠	13
	計			15

五霞町	団長 1、副団長 2、指導員 2 1、団員（女性） 7			11
	1		大字元栗橋の一部、大字川妻、大字小手指、 大字新幸谷、大字釈迦、大字前林	17
	2		大字元栗橋の一部、原宿台	18
	3		大字小福田、大字大福田、大字山王山、大字山王	17
	4		大字江川、大字幸主、大字冬木、ごかみらい	14
	計			77
合 計				440

資料7 水防工法一覧表

原 因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
水があふれる (越水)		積み土のう工	堤防の上端（天端）に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
		せ き 板 工	堤防の上端（天端）にくいを打ちせき版をたてる	都市周辺河川 （土のうの入手困難）	鋼製支柱、軽量鋼板
		蛇かご積み工	堤防の上端（天端）に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
		水マット工 （連結水のう工）	堤防の上端（天端）にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 （土のう、板など入手困難）	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり面）をむしろで被覆する	あまり 高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
		裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり面）を防水シートで被覆する	都市周辺河川 （むしろ、竹の入手困難）	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏 水	居住側 （川裏） 対策	釜段工（釜築き、釜止め）	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 （土砂、土のうの入手困難）	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 （簡易釜段工）	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 （土砂、土のうの入手困難）	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月 の 輪 工	居住側堤防斜面（裏のり）部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 （土砂、土のうの入手困難）	既製水のう、くい土のう、ビニロンパイプ
		た る 伏 せ 工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面（裏のり）、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 （漏水量の少ない箇所）	防水シート、丸太、竹
	川側 （川表） 対策	詰め土のう工	川側堤防斜面（川表のり面）の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 （構造物のあるところ、水深の浅い部分）	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側（川表）の漏水面にむしろを張る	一般河川 （水深の浅い所）	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側（川表）の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 （漏水面の広い所）	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川側（川表）の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 （むしろが入手困難）	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る	一般河川 （水深の浅いところ）	土俵の代わりに土のう

原 因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
深掘れ (洗掘)		むしろ張り工、継ぎ むしろ張り工、シート 張り工、たたみ張り 工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比 較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木 流 し 工 (竹流し工)	樹木（竹）に重り土のうをつけて流 し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、 鉄線、くい
		立 て か ご 工	川側堤防斜面（表のり面）に蛇かご を立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、 くい、鉄線
		捨て土のう工 捨 て 石 工	川側堤防斜面（表のり面）決壊箇所に 土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンク リートブロック
		竹 網 流 し 工	竹を格子形に結束し土のうをつけ て、堤防斜面（のり面）を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土 のう
決 壊		わ く 入 れ 工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚な どの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、 蛇かご
		築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、 断面の不足を居住側堤防斜面（裏の り）で補うため杭を打ち中詰の土の うを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土の う、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょう ぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わ ら、かや、土のう
き 裂	上 端 (天端)	折 り 返 し 工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩 付近に竹をさし折り曲げて連結す る	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用 いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上 端 (天端) ↓ 居住側堤防斜面（裏のり）	控 え 取 り 工	き裂が上端（天端）から居住側堤防 斜面（裏のり）にかけて生じるもの で折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロ ープ、鉄線
		継 ぎ 縫 い 工	き裂が上端（天端）から居住側堤防 斜面（裏のり）にかけて生じるもの で控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土の う
		ネット張りき裂防 止工	継ぎ逢い工のうち竹の代わりに鉄 線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土 のう
居住側堤防斜面（裏のり）崩 壊	き 裂	五 徳 縫 い 工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂 を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄 線、土のう
		五 徳 縫 い 工 (くい打ち)	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂 をはさんでくいを打ちロープで引 き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、 丸太
		竹 さ し 工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂 が浅いとき、堤防斜面（のり面）が すべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり）先付近に くいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		か ご 止 め 工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし 形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫 う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土の う

原 因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
居住側堤防斜面（裏のり）崩壊	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面（裏のり面）に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
その他		流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

資料（参考） 水防関係機関連絡先一覧

機 関 名	電話番号	F A X 番号
利根川上流河川事務所 災害対策室	0480-52-9839	0480-52-9852
利根川上流河川事務所大利根出張所	0480-72-8360	0480-72-8363
江戸川河川事務所 災害対策室	04-7125-7332	04-7123-6741
江戸川河川事務所江戸川上流出張所	048-746-0063	048-745-0165
埼玉県河川砂防課	048-830-5137	048-830-4865
埼玉県杉戸県土整備事務所	0480-34-2381	0480-36-1442
利根地域振興センター (埼玉県災害対策本部行田支部)	048-555-1110	048-554-4442
久喜市役所	0480-22-1111	0480-21-1641
幸手市役所	0480-43-1111	0480-43-6033
杉戸町役場	0480-33-1111	0480-33-4550
春日部市役所	048-736-1111	048-733-3825
五霞町役場	0280-84-1111	0280-84-1967
埼玉東部消防組合消防本部（署）	0480-21-0119	0480-23-1542
埼玉東部消防組合久喜消防署栗橋分署	0480-52-2119	0480-52-2173
埼玉東部消防組合久喜消防署鷺宮分署	0480-58-1001	0480-58-1021
埼玉東部消防組合幸手消防署	0480-42-9119	0480-42-9117
埼玉東部消防組合杉戸消防署	0480-33-0119	0480-33-0123
春日部市消防本部（署）	048-738-3111	048-735-1536
茨城西南広域消防本部 古河消防署五霞分署	0280-84-0628	0280-84-2247
埼玉県久喜警察署	0480-24-0110	0480-24-0110
埼玉県幸手警察署	0480-42-0110	0480-42-0110
埼玉県杉戸警察署	0480-33-0110	0480-33-0110
埼玉県春日部警察署	048-734-0110	048-734-0110
茨城県境警察署	0280-86-0110	0280-87-7362

(附録 1)

水 防 法

〔 昭和 24. 6. 4
法律 193 号 〕

改正 昭和 27. 7. 31 法律 258 号

同	29. 6. 1	同	140 号
同	29. 6. 8	同	163 号
同	30. 7. 11	同	61 号
同	31. 6. 11	同	141 号
同	32. 5. 16	同	105 号
同	33. 3. 15	同	8 号
同	35. 6. 30	同	113 号
同	47. 6. 23	同	94 号
同	57. 7. 16	同	66 号
同	59. 12. 15	同	87 号
同	60. 6. 21	同	69 号
平成	6. 6. 29	同	49 号
同	7. 4. 21	同	69 号
同	11. 7. 16	同	87 号
同	11. 12. 22	同	160 号
同	13. 6. 13	同	46 号
同	17. 5. 2	同	37 号
同	18. 6. 2	同	50 号
同	22. 11. 25	同	52 号
同	23. 6. 24	同	74 号
同	23. 8. 30	同	105 号
同	23. 12. 14	同	124 号
同	25. 6. 12	同	35 号
同	25. 6. 14	同	44 号
同	25. 6. 21	同	54 号
同	26. 11. 19	同	109 号
同	27. 5. 20	同	22 号
同	29. 5. 19	同	31 号
令和	3. 5. 10	同	30 号
同	3. 5. 10	同	31 号
同	4. 6. 17	同	68 号
同	5. 5. 31	同	37 号
同	7. 12. 12	同	86 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(平二三法一二四・平二七法二二・一部改正)

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

- 2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。
- 3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。
- 4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。
- 5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。
- 6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門^{こう}の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長、下水道管理者（下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項及び第二十四条の二第一項において同じ。）並びに海岸管理者（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。第七条第四項及び第二十四条の二において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。
- 7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。
- 8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

（昭三〇法六一・昭三三法八・平六法四九・平一七法三七・平二三法一二四・平二五法三五・平二七法二二・令三法三一・令七法八六・一部改正）

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(昭三三法八・全改)

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(昭三三法八・追加、平二三法一二四・平二七法二二・一部改正)

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(昭三三法八・追加)

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合同約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水

防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(昭三三法八・追加)

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(昭三三法八・追加)

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(昭三三法八・追加)

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。
- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(昭三〇法六一・昭三三法八・一部改正)

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつ

ては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(昭三〇法六一・追加、昭三二法一〇五・昭三三法八・昭四七法九四・昭五七法六六・昭六〇法六九・平七法六九・一部改正)

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(平一七法三七・追加)

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者又は海岸管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水

防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(昭二七法二五八・昭二九法一四〇・昭三五法一一三・平一一法八七・平一一法一六〇・平一七法三七・平二三法一〇五・平二三法一二四・平二五法三五・平二七法二二・平二九法三一・令七法八六・一部改正)

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

(平一一法八七・平二五法四四・一部改正)

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(平二三法一二四・一部改正)

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫によ

り浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（昭三〇法六一・昭三一法一四一・平一一法一六〇・平一三法四六・平一七法三七・平二三法一二四・一部改正）

（都道府県知事が気象庁長官と共同して行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（平一三法四六・全改、平一七法三七・旧第十条の二繰下、令七法八六・一部改正）

（情報の提供の求め等）

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

- 3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

（令五法三七・追加）

（国土交通大臣が気象庁長官及び都道府県知事と共同して行う高潮予報）

第十一条の三 国土交通大臣は、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸について、高潮のおそれがあると認められるときは、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、その状況を水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、当該海岸の存する都道府県の知事に協議するものとする。

(令七法八六・追加)

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項、第十一条第一項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(昭三〇法六一・追加、平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第十条の三繰下・一部改正、令五法三七・令七法八六・一部改正)

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(平一七法三七・追加、平二五法三五・平二七法二二・一部改正)

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(平二七法二二・追加、令三法三一・一部改正)

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸（第十一条の三第一項の規定により国土交通大臣が指定した海岸を除く。）で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(平二七法二二・追加、令七法八六・一部改正)

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣、第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項、前条若しくは第二十五条第二項の規定により通知をした都道府県知事、第十一条の三第一項の規定により通知をした国土交通大臣及び都道府県知事又は第二十四条の二第二項の規定により通知をした都道府県知事若しくは国土交通大臣は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関

係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(平二五法三五・追加、平二五法五四・一部改正、平二七法二二・旧第十三条の二繰下・一部改正、
令三法三〇・令七法八六・一部改正)

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(平一三法四六・追加、平一七法三七・旧第十条の四繰下・一部改正、平二五法三五・平二七法二二・平二九法三一・令三法三一・一部改正)

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑か

つ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(平二七法二二・追加、令三法三一・一部改正)

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十一条の三第一項の規定により指定され、又は第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(平二七法二二・追加、令三法三一・令七法八六・一部改正)

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項の規定により気象庁長官が行う予報、同条第二項の規定により国土交通大臣及び気象庁長官が行う予報、第十一条第一項の規定により都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十一条の三第一項の規定により国土交通大臣、気象庁長官及び都道府県知事が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項及び第二十四条の二第一項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければなら

い。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七
条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する
事項

（平一三法四六・追加、平一七法三七・旧第十条の五繰下・一部改正、平二二法五二・平二三法一二
四・平二五法三五・平二六法一〇九・平二七法二二・平二九法三一・令三法三一・令七法八六・一部
改正）

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所
有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪
水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関
する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下
街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ
迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又
は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町
村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防
止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在
地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作
成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、
当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要
があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、
その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条におい

て同じ。)の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(平二五法三五・追加、平二七法二二・一部改正)

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(平二五法三五・追加、平二七法二二・平二九法三一・令三法三一・一部改正)

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(平二五法三五・追加、平二七法二二・一部改正)

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(平二五法三五・追加、平二七法二二・一部改正)

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(平二九法三一・追加)

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(平二九法三一・追加)

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡

大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(平二九法三一・追加)

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(平二九法三一・追加)

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四 当該河川の河川管理者

五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(平二九法三一・追加)

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(平二九法三一・追加)

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(平二九法三一・追加)

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防

管理者その他水防に係る機関に通知しなければならない。

- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(昭三〇法六一・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一三法四六・旧第十条の四繰下、平一七法三七・旧第十条の六繰下、平二三法一二四・一部改正)

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(昭三〇法六一・追加、平一三法四六・旧第十条の五繰下、平一七法三七・旧第十条の七繰下・一部改正)

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(平一七法三七・旧第十一条繰下・一部改正)

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(平一七法三七・旧第十二条繰下・一部改正、平二九法三一・一部改正)

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(平一七法三七・旧第十三条繰下)

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(昭二九法一六三・一部改正、平一七法三七・旧第十四条繰下・一部改正)

(警察官の援助の要求)

第二十二條 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(昭二九法一六三・一部改正、平一七法三七・旧第十五条繰下)

(応援)

第二十三條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(昭三〇法六一・一部改正、平一七法三七・旧第十六条繰下・一部改正)

(居住者等の水防義務)

第二十四條 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(平一七法三七・旧第十七条繰下)

(氾濫等の通報)

第二十四條の二 河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況に関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた都道府県知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあつては、国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(令七法八六・追加)

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた都道府県知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(平一七法三七・旧第十八条繰下・一部改正、令七法八六・一部改正)

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(平一七法三七・旧第十九条繰下・一部改正)

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(昭三〇法六一・昭五九法八七・平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第二十条繰下)

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(平一七法三七・旧第二十一条繰下・一部改正、平二七法二二・平二九法三一・一部改正)

(立退き等の指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者

その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(平一七法三七・旧第二十二條繰下・一部改正、平二三法一二四・平二七法二二・令七法八六・一部改正)

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(平一七法三七・旧第二十三條繰下)

(重要河川等における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川又は海岸で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第二十四條繰下、令七法八六・一部改正)

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三條の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五條第一項、第二十六條及び第二十八條の規定の適用については、第十九條第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同條第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九條第二項及び第二十八條第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五條第一項中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六條中「水防管理者、水防団長、消防

機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(平二三法一二四・追加、平二七法二二・平二九法三一・令七法八六・一部改正)

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(平二三法一二四・追加)

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

(平二三法一二四・追加)

第四章 指定水防管理団体

(平二三法一二四・改称)

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(平一一法八七・一部改正、平一七法三七・旧第二十五条繰下・一部改正、平二三法一〇五・一部改正、平二三法一二四・旧第三十二条繰下・一部改正、平二五法三五・平二七法二二・一部改正)

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(昭三三法八・平一一法八七・一部改正、平一七法三七・旧第二十六条繰下・一部改正、平二三法一二四・旧第三十三条繰下、平二五法四四・一部改正)

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

(平一七法三七・旧第二十七条繰下、平二三法一二四・旧第三十四条繰下)

第五章 水防協力団体

(平一七法三七・追加)

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(平一七法三七・追加、平一八法五〇・平二五法三五・一部改正)

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(平一七法三七・追加、平二五法三五・一部改正)

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(平一七法三七・追加)

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(平一七法三七・追加)

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(平一七法三七・追加)

第六章 費用の負担及び補助

(昭三〇法六一・改称、平一七法三七・旧第五章繰下)

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(平一七法三七・旧第三十二条繰下)

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受

ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(昭三〇法六一・追加、平一七法三七・旧第三十二条の二繰下・一部改正)

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(平一一法八七・一部改正、平一七法三七・旧第三十三条繰下)

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(平二三法一二四・追加)

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

(昭三〇法六一・追加、平一七法三七・旧第三十三条の二繰下・一部改正)

第七章 雑則

(平一七法三七・旧第六章繰下)

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(昭三〇法六一・全改、昭三二法一〇五・昭三三法八・昭四七法九四・昭五七法六六・一部改正、平一七法三七・旧第三十四条繰下・一部改正)

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(昭三〇法六一・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第三十四条の二繰下・一部改正)

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(昭二七法二五八・昭三五法一一三・平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第三十五条繰下)

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(昭三〇法六一・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一七法三七・旧第三十五条の二繰下)

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(昭三三法八・一部改正、平一七法三七・旧第三十六条繰下・一部改正)

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(平一七法三七・旧第三十七条繰下・一部改正)

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(平一一法一六〇・追加、平一七法三七・旧第三十七条の二繰下)

第八章 罰則

(平一七法三七・旧第七章繰下)

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。

(平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第三十八条繰下、令四法六八・一部改正)

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第三十九条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

(平二九法三一・追加)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(平一三法四六・一部改正、平一七法三七・旧第四十条繰下・一部改正、平二九法三一・旧第五十四条繰下)

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

(平一七法三七・全改)

- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

(平一七法三七・全改)

- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

(平一七法三七・全改)

附 則 （昭和二十七年七月三十一日法律第二五八号） 抄

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 （昭和二十九年六月一日法律第一四〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二十九年六月八日法律第一六三号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

(警察法の施行の日＝昭和二十九年七月一日)

附 則 （昭和三十〇年七月一日法律第六一号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三一年六月一日法律第一四一号） 抄

- 1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則 （昭和三二年五月一六日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

（昭和三二年政令第二五三号で昭和三二年八月一〇日から施行）

附 則 （昭和三三年三月一五日法律第八号）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和三三年政令第九五号で昭和三三年五月一日から施行）

附 則 （昭和三五年六月三〇日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

- 2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附 則 （昭和四七年六月二三日法律第九四号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 （昭和五九年一二月二五日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 （昭和六〇年六月二一日法律第六九号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則 （平成六年六月二九日法律第四九号） 抄

（施行期日）

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

（第三編第三章の改正規定の施行の日＝平成七年六月一五日）

附 則 （平成七年四月二一日法律第六九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

第三条 この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七條第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政

令で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一三年六月一三日法律第四六号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成一七年五月二日法律第三七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（平成一七年政令第一九四号で平成一七年七月一日から施行）

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一八法律五〇）抄

(罰則に関する経過措置)

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二〇年一二月一日)

(平二三法七四・旧第一項・一部改正)

附 則 （平成二二年十一月二五日法律第五二号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二三年政令第九号で平成二三年五月一日から施行)

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二三年一二月一四日法律第一二四号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二三年一二月二七日)

附 則 （平成二五年六月一二日法律第三五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二五年政令第二一三号で平成二五年七月一日から施行)

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法（附則第六条において「新水防法」という。）第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二五年六月一四日法律第四四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条一第

六十七条)」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）／」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二五年六月二一日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日＝平成二五年七月一一日）

（政令への委任）

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二六年一一月一九日法律第一〇九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第五号で平成二七年一月一八日から施行)

附 則 (平成二七年五月二〇日法律第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第二七二号で平成二七年七月一九日から施行)

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二九年五月一九日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二九年政令第一五七号で平成二九年六月一九日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和三年五月一〇日法律第三〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（令和三年政令第一五二号で令和三年五月二〇日から施行）

附 則 （令和三年五月一〇日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和三年政令第二九五号で令和三年十一月一日から施行）

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定（同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。）並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(令和三年政令第二〇四号で令和三年七月一五日から施行)

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄
(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せら

れた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日＝令和七年六月一日)

- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月三十一日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中気象業務法第十四条の二の改正規定及び第二条の規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(令和五年政令第二九八号で令和五年十一月三〇日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和七年一二月一二日法律第八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(令和八年政令第一四一号で令和八年五月二九日から施行)

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。